議第22号 呉市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の 制定について

1 改正の背景及び趣旨

特別休暇は、負傷又は疾病、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合に取得できる職員の休暇のうちの一種ですが、全て有給(給与の減額をしないことをいいます。以下同じ。)としています。

呉市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則(平成7年呉市規則第46号。以下「規則」といいます。)において、生理日において勤務することが著しく困難である場合に取得できる特別休暇(以下「生理休暇」といいます。)の期間の上限は2日としていますが、この上限を撤廃するとともに、2日を超えて取得する場合は、当該超える部分を無給(給与の減額をすることをいいます。以下同じ。)の特別休暇とするよう見直しを行い、これに係る規定の追加等をするものです。

2 改正の内容

特別休暇の取得については、任命権者の承認を受けなければなりませんが、呉市職員の給与に関する条例(昭和27年呉市条例第1号)第11条の規定により、「勤務をしないことにつき特に承認があった場合」は有給となり、特別休暇は対象となる期間が全て有給となっていることから、特別休暇の一部について無給とするための規定を追加します(第13条第2項)。

また、当該追加に伴う所要の規定の整備をします(第14条第4項、第14条の2第3項及び第16条第4項)。

なお、職員の休暇のうち、介護休暇、介護時間及び組合休暇については、いずれも勤務しない1時間につき、勤務時間1時間当たりの給与額を減額することとなっています。

3 生理休暇の改正内容(規則等を改正する予定)

次のとおり、生理休暇の上限を撤廃するとともに、30分単位での取得を可能とします。

	現 行	改正案
取得期間	2日を超えない範囲内において	その都度必要と認める期間
	その都度必要と認める期間	ての部及必安と認める期间
有 給	0 🗆	2日 (2日を超える部分は無
有給	2 日	給)
取得単位	1 日	1日又は30分

4 施行期日

令和3年4月1日